

成年後見制度の きほんの き

成年後見制度って
なあに？



～安心して暮らしていくために～

後見人ってどんなことして
くれる人？

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めるのに不安や心配のある人がいろいろな契約や手続きをするときにお手伝いする制度です。この講演会では、「成年後見制度」をわかりやすくお伝えします。

【講師】 新潟県弁護士会所属
片沼・橋本法律事務所
弁護士 片沼 貴志 氏

【プロフィール】

昭和49年 長岡市生まれ

平成4年 長岡高校卒業

平成9年 中央大学法学部政治学科卒業

平成15年 司法試験合格

・平成18年に弁護士登録。平成23年に橋本奈奈弁護士と共に同じ長岡市内に片沼・橋本法律事務所を開設。

・平成28年度新潟県弁護士会副会長

・離婚等の家事事件のほか、一般民事事件（債務整理事件・消費者被害救済事件・相続事件・交通事故事件など）、刑事事件等を扱う。

・長岡児童相談所法務嘱託員（平成30年度～現在）

長岡技術科学大学非常勤講師（憲法と現代）（平成30年度～現在）

新潟県弁護士会消費者保護委員会委員長（令和3年度～令和5年度）

新潟県弁護士会刑事弁護委員会委員長（令和6年度～現在）



【日時】3月14日（土）午前10時～正午

【会場】見附市中央公民館 大ホール

（見附市本町2丁目5番9号）

お問い合わせ先：見附市健康福祉課障害福祉係
見附市学校町2-13-30

☎：0258-61-1380

手話通訳
・
要約筆記
あり

申込不要
参加費
無料